

浜松市防犯灯設置維持管理事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、だれもがいきいきと暮らせる市民主体の地域社会の実現を目的として、自治会等が主体的に当該地域内の夜間における犯罪の防止及び交通の安全を図るため、当該地域内に防犯灯を設置した、又は維持管理を実施する場合、その設置及び維持管理に要する経費の一部を補助するため、予算の範囲内において防犯灯設置維持管理事業費補助金(以下「補助金」という。)を交付するものとし、その交付に関しては、浜松市補助金交付規則(昭和55年浜松市規則第17号。以下「規則」という。)及びこの交付要綱の定めるところによる。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 防犯灯とは、犯罪の防止及び交通の安全を図るため、道路、公園(自治会が管理する児童遊園地)その他これらに類する場所に照明用として共架式(既設柱及び外壁等に取り付けるもの。)又は独立式(柱から工事をし、取り付けるもの。)により設置する電灯(広告灯、看板灯等で主として宣伝に使用するものを除く。)のうち、終夜点灯させるもので市長が認めるものをいう。
- (2) 自治会等とは、当該地域の発展及び福祉の向上を図ることを目的として、町または字の区域その他市内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体をいう。

(補助の対象)

第3条 補助の対象は、自治会等が行う次の各号に定める事業とする。

- (1) 防犯灯設置事業(維持管理基準を満たすLED防犯灯を新規に設置するもの)
- (2) 防犯灯維持事業(浜松市防犯灯設置維持管理基準を満たす防犯灯の当該年度の電気料の支払)
- (3) 防犯灯管理事業(浜松市防犯灯設置維持管理基準を満たす防犯灯の当該年度の管理事業を行うもの)

(補助対象経費及び補助限度額)

第4条 補助対象経費及び補助限度額は、次の各号に定めるところによる。

(1) 防犯灯設置事業

補助金の交付金額は、次に定める額を上限とする。ただし、防犯灯1灯当たりの設置に要した経費(消費税額を含む)が補助限度額未満の場合は、当該設置に要した額とし、当該額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

ア 共架式防犯灯を設置した場合 1灯につき 22,400円

イ 独立式防犯灯を設置した場合 1灯につき 44,000円

(2) 防犯灯維持事業(電気料)

補助金の交付金額は、当該年度の4月1日現在市が認める防犯灯の電気料とする。

ただし、電気料は、電力会社が定める1灯当たりの電気料単価に防犯灯数を乗じたものとする。

(3) 防犯灯管理事業（補修費）

補助金の交付金額は、当該年度の4月1日現在市が認める防犯灯のうち、ランプ又は自動点滅器の交換、独立式防犯灯の柱の交換、申請者の都合によらない防犯灯の移設等(防犯灯設置事業に該当するもの及び軽微なものを除く。)管理に係る費用とする。ただし防犯灯1灯当たりの管理に要した経費(消費税額を含む)のうち、1灯につき22,400円を上限とし、防犯灯1灯当たりの管理に要した経費(消費税額を含む)が補助限度額未満の場合は、当該補修に要した額とし、当該額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

(補助金の申請等)

第5条 防犯灯設置事業の補助の交付申請をしようとする者は、浜松市防犯灯設置維持管理事業費補助金(防犯灯設置事業)交付申請書兼実績報告書(第1号様式)に設置した防犯灯の内訳設置場所、規格、工事業業者、工事金額等がわかる書類及び暴力団排除に関する誓約書(第4号様式)を添付し、事業完了後、市長に提出しなければならない。ただし、この条に定める補助金の申請のため、同年度にすでに暴力団排除に関する誓約書(第4号様式)を市長に提出している場合は、これを省略することができる。

2 防犯灯維持事業(電気料)の補助の交付申請をしようとする者は、浜松市防犯灯設置維持管理事業費補助金(防犯灯維持事業(電気料))交付申請書(第2号様式)に申請額の内訳がわかる書類及び電力会社から送付される4月分の電気料金領収書及び暴力団排除に関する誓約書(第4号様式)を添付し、毎年9月末日までに市長に提出しなければならない。ただし、この条に定める補助金の申請のため、同年度にすでに暴力団排除に関する誓約書(第4号様式)を市長に提出している場合は、これを省略することができる。

3 防犯灯管理事業(補修費)の補助の交付申請しようとする者は、浜松市防犯灯設置維持管理事業費補助金(防犯灯管理事業(補修費))交付申請書兼実績報告書(第3号様式)に管理事業を実施した防犯灯の場所、補修内容、工事業業者、工事金額等がわかる書類及び暴力団排除に関する誓約書(第4号様式)を添付し、事業完了後、市長に提出しなければならない。ただし、この条に定める補助金の申請のため、同年度にすでに暴力団排除に関する誓約書(第4号様式)を市長に提出している場合は、これを省略することができる。

(補助金の交付の決定及び条件)

第6条 市長は、前条の申請のあったときは、その内容を審査し、補助金を交付することが適当であると認めるときは、防犯灯設置事業にあつては浜松市防犯灯設置維持管理事業費補助金(防犯灯設置事業)交付決定通知書兼交付確定通知書(第5号様式)、防犯灯維持事業(電気料)にあつては浜松市防犯灯設置維持管理事業費補助金(防犯灯維持事業(電気料))交付決定通知書(第6号様式)、防犯灯管理事業(補修費)にあつては、浜松市防犯灯設置維持管理事業費補助金(防犯灯管理事業(補修費))交付決定通知書

兼確定通知書（第7号様式）より申請者に通知するものとする。なお、次の各号に掲げる事項を交付の条件として付するものとする。

- (1) 補助金は、当該補助事業以外の目的に使用してはならない。
- (2) 補助事業の内容をする場合は、あらかじめ市長の承認を得なければならない。
- (3) 補助事業が予定期間内に完了しない場合又は遂行が困難となった場合は、市長に報告してその指示を受けなければならない。
- (4) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、市長の承認を得なければならない。
- (5) 補助事業者は、補助金の収支に関する帳簿や領収書等の関係書類を、補助金を受けた年度終了後5年間、保管しなければならない。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める事項

（防犯灯維持事業の変更承認申請）

第7条 防犯灯維持事業の補助の交付決定を受けた者は、当該決定の通知を受けた後に内容に変更が生じることとなった場合は、浜松市防犯灯設置維持管理事業費補助金（防犯灯維持事業（電気料））交付変更承認申請書（第8号様式）に変更内容及び変更額の内訳がわかる書類を添付のうえ市長に提出し、その承認を得なければならない。

（防犯灯維持事業の交付決定の変更等）

第8条 市長は、前条の申請により変更の承認をしたとき及び第6条に規定する防犯灯維持事業の補助の交付決定内容を変更したときは、浜松市防犯灯設置維持管理事業費補助金（防犯灯維持事業（電気料））交付決定変更通知書（第9号様式）により申請者に通知するものとする。

（防犯灯維持事業の完了報告）

第9条 防犯灯維持事業の補助の交付決定を受けた者は、防犯灯の維持に要する経費が確定したときは、直ちに浜松市防犯灯設置維持管理事業費補助金（防犯灯維持事業（電気料））完了報告書（第10号様式）に対象となる防犯灯の内訳がわかる書類を添付し、市長に報告しなければならない。

（防犯灯維持事業の補助額の確定等）

第10条 市長は、前条の報告を受けたときは、その内容を審査し、補助金の交付の決定の内容に適合すると認めるときは、その額を確定し、浜松市防犯灯設置維持管理事業費補助金（防犯灯維持事業（電気料））交付確定通知書（第11号様式）により申請者に通知するものとする。

（補助金の支払）

第11条 補助金の支払は、防犯灯設置事業及び防犯灯管理事業にあっては、第6条の補助金の額が確定した後、防犯灯維持事業にあっては、前条の補助金の額が確定した後、申請者の請求によりこれを行うものとする。ただし、防犯灯維持事業については、申請者からの請求により概算払ができるものとする。

（概算払の承認申請）

第12条 補助事業者は、規則第16条第2項の規定により、交付金の概算払を受けようとする者は、補助金交付決定通知書を受領した日から起算して7日以内に、浜松市防犯

灯設置維持管理事業費補助金（防犯灯維持管理事業（電気料））概算払承認申請書（様式第12号）を市長に提出しなければならない。

（概算払の承認）

第13条 市長は、前条の規定により申請を受けた場合は、規則第16条第2項の規定に基づき概算払をする必要があるかを判断し、必要があると認めた場合は、浜松市防犯灯設置維持管理事業費補助金（防犯灯維持事業（電気料））概算払承認通知書（様式第13号）により通知するものとする。

（概算払の請求手続き）

第14条 補助事業者は、前条による概算払承認通知書を受領した場合は、速やかに市長に補助金の交付請求をするものとする。

（交付決定の取消し等）

第15条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、第6条の規定による交付決定の変更又は全部もしくは一部の取消しをすることができる。

(1) 補助事業者が法令、条例、規則又は本要綱に基づく市長の処分若しくは指示に違反した場合

(2) 補助事業者が補助金を補助事業以外の用途に使用した場合

(3) 補助事業の事業運営・経理の状況を審査し、不相当と認めた場合

(4) 補助事業の完了により当該補助事業者に相当の収益が生じると認められる場合

(5) 補助事業者が補助事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合

2 前項の規定は、補助事業について交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

3 市長は、前2項の取消しに係る部分に対して補助金が交付されているときは、期限を定めて当該補助金の全部又は一部の返還を命じるものとする。

4 補助事業者は、規則第17条第1項の規定により補助金の交付の決定の取消しを受け、補助金の返還の請求を受けたとき又は当該返還の期限までに納付しなかったときは、規則第18条の2の規定に基づき加算金又は遅延損害金を市に納付すること。

（補助金の返還）

第16条 前条の補助金の返還命令の通知は、補助金返還命令書（第14号様式）による。

附 則

1 この要綱は、平成30年4月1日から施行し、平成30年度から平成32年度までの補助金に適用する。

2 浜松市防犯灯設置維持管理事業費補助金交付要綱（平成27年4月1日施行）は、廃止する。

3 この要綱の施行の日前に、前項の規定による廃止前の浜松市防犯灯設置維持管理事業費補助金交付要綱の規定に基づいてされた申請に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

第1号様式（第5条関係）

年 月 日

（あて先）浜松市長

団体の名称

所在地

代表者役職・氏名

印

浜松市防犯灯設置維持管理事業費補助金（防犯灯設置事業）
交付申請書兼実績報告書

次のとおり防犯灯設置事業の補助金を交付されたく申請します。

記

1 交付申請額 円

2 交付申請の算出基礎 共架式 灯 円

独立式 灯 円

3 完了年月日 年 月 日

4 収支の状況及び補助事業により生ずる収入金

収 入		支 出	
科 目	金 額	科 目	金 額
市 補 助 金	円	防犯灯設置事業費	円
自治会等負担金	円		
計	円	計	円

補助事業により生ずる収入金（あり・なし）

5 その他

第2号様式（第5条関係）

年 月 日

（あて先）浜松市長

団体の名称

所在地

代表者役職・氏名

印

浜松市防犯灯設置維持管理事業費補助金
（防犯灯維持事業（電気料））交付申請書

次のとおり防犯灯維持事業（電気料）の補助金を交付されたく申請します。

記

1 交付申請額 円

2 交付申請の算出基礎 電気料 円

灯数 灯

3 完了予定日 年 月 日

4 収支予算計画

収 入		支 出	
科 目	金 額	科 目	金 額
市 補 助 金	円	防犯灯維持事業費	円
自治会等負担金	円		
計	円	計	円

補助事業により生ずる収入金（あり・なし）

5 その他

年 月 日

（あて先）浜松市長

団体の名称

所在地

代表者役職・氏名

印

浜松市防犯灯設置維持管理事業費補助金（防犯灯管理事業（補修費））
交付申請書兼実績報告書

次のとおり防犯灯管理事業（補修費）の補助金を交付されたく申請します。

記

1 交付申請額 円

2 交付申請の算出基礎 灯数 灯 円

3 完了年月日 年 月 日

4 収支の状況及び補助事業により生ずる収入金

収 入		支 出	
科 目	金 額	科 目	金 額
市 補 助 金	円	防犯灯管理事業費	円
自治会等負担金	円		
計	円	計	円

補助事業により生ずる収入金（あり・なし）

5 その他

暴力団排除に関する誓約書

浜松市防犯灯設置維持管理事業費補助金の交付申請にあたり、下記事項について誓約します。

また、浜松市が暴力団排除に必要な場合には、静岡県警察本部又は管轄警察署に照会することを承諾します。

記

- 次に掲げる者のいずれにも該当しません。
 - 暴力団（浜松市暴力団排除条例（平成24年浜松市条例第81号。以下「条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。）
 - 暴力団員等（条例第2条第4号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）
 - 暴力団員等と密接な関係を有する者
 - 前3号に掲げる者のいずれかが役員等（無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役又はこれらに準じるべき者、支配人及び清算人をいう。）となっている法人その他の団体

年 月 日

浜松市長あて

（誓約者）

団体の名称

所在地

代表者役職・氏名

印

浜松市指令 第 号
年 月 日

様

浜松市長 印

浜松市防犯灯設置維持管理事業費補助金（防犯灯設置事業）
交付決定通知書兼交付確定通知書

年 月 日付けで申請のあった浜松市防犯灯設置維持管理事業費補助金（防犯灯設置事業）として次のとおり決定するとともに補助金を確定する。

金額			百万			千			円
----	--	--	----	--	--	---	--	--	---

記

条 件

- 1 この補助金は、防犯灯設置事業以外の目的に使用してはならない。
- 2 防犯灯の設置及び経理の状況を市が調査する場合において、これに協力すること。調査の結果、不相当と認めるときは、当該補助金の全部又は一部の返還を命ずる。
- 3 規則に基づく市長の指示に従うこと。
- 4 補助事業の完了により当該補助事業者に相当の収益が生じると認められる場合においては、当該補助金の交付の目的に反しない場合に限り、その交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を市に納付すること。
- 5 規則第17条第1項の規定により補助金の交付の決定の取消しを受け、補助金の返還の請求を受けたとき又は当該返還の期限までに納付しなかったときは、規則第18条の2の規定に基づき、加算金又は遅延損害金を市に納付すること。
- 6 補助金の返還の請求を受け、当該補助金、加算金又は遅延損害金の全部又は一部を納付しない場合、規則第18条の3の規定に基づき、他の交付すべき補助金についてその交付を一時停止し、又は未納額との相殺をする場合がある。

浜松市指令 第 号
年 月 日

様

浜松市長

印

浜松市防犯灯設置維持管理事業費補助金（防犯灯維持事業（電気料））
交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった浜松市防犯灯設置維持管理事業費補助金（防犯灯維持事業（電気料））として次のとおり条件を付して補助する。

金額			百万			千			円
----	--	--	----	--	--	---	--	--	---

記

条 件

- 1 この補助金は、防犯灯維持管理事業以外の目的に使用してはならない。
- 2 防犯灯の廃止又は内容を変更した場合は、直ちに市長に報告すること。
- 3 防犯灯の維持管理及び経理の状況を市が調査する場合において、これに協力すること。調査の結果、不相当と認めたときは、当該補助金の全部又は一部の返還を命ずる。
- 4 維持管理に要する経費が確定したときは、直ちに完了報告書を市長に提出すること。
- 5 規則に基づく市長の指示に従うこと。
- 6 補助事業の完了により当該補助事業者に相当の収益が生じると認められる場合においては、当該補助金の交付の目的に反しない場合に限り、その交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を市に納付すること。
- 7 規則第 17 条第 1 項の規定により補助金の交付の決定の取消しを受け、補助金の返還の請求を受けたとき又は当該返還の期限までに納付しなかったときは、規則第 18 条の 2 の規定に基づき、加算金又は遅延損害金を市に納付すること。
- 8 補助金の返還の請求を受け、当該補助金、加算金又は遅延損害金の全部又は一部を納付しない場合、規則第 18 条の 3 の規定に基づき、他の交付すべき補助金についてその交付を一時停止し、又は未納額との相殺をする場合がある。

浜松市指令 第 号
年 月 日

様

浜松市長 印

浜松市防犯灯設置維持管理事業費補助金（防犯灯管理事業（補修費））
交付決定通知書兼交付確定通知書

年 月 日付けで申請のあった浜松市防犯灯設置維持管理事業費補助金（防犯灯管理事業（補修費））として次のとおり決定するとともに補助金を確定する。

金額			百万			千			円
----	--	--	----	--	--	---	--	--	---

記

条 件

- 1 この補助金は、防犯灯設置事業以外の目的に使用してはならない。
- 2 防犯灯の設置及び経理の状況を市が調査する場合において、これに協力すること。調査の結果、不相当と認めたときは、当該補助金の全部又は一部の返還を命ずる。
- 3 規則に基づく市長の指示に従うこと。
- 4 補助事業の完了により当該補助事業者に相当の収益が生じると認められる場合においては、当該補助金の交付の目的に反しない場合に限り、その交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を市に納付すること。
- 5 規則第17条第1項の規定により補助金の交付の決定の取消しを受け、補助金の返還の請求を受けたとき又は当該返還の期限までに納付しなかったときは、規則第18条の2の規定に基づき、加算金又は遅延損害金を市に納付すること。
- 6 補助金の返還の請求を受け、当該補助金、加算金又は遅延損害金の全部又は一部を納付しない場合、規則第18条の3の規定に基づき、他の交付すべき補助金についてその交付を一時停止し、又は未納額との相殺をする場合がある。

年 月 日

（あて先）浜松市長

団体の名称

所在地

代表者役職・氏名

印

浜松市防犯灯設置維持管理事業費補助金（防犯灯維持事業（電気料））

交付変更承認申請書

年 月 日付け浜松市指令 第 号により補助金交付の決定を受けた
防犯灯設置維持管理事業費補助金（防犯灯維持事業（電気料））について、次のとおり変
更したいので申請します。

記

1 変更の内容

2 変更の理由

浜松市指令 第 号
年 月 日

様

浜松市長

印

浜松市防犯灯設置維持管理事業費補助金（防犯灯維持事業（電気料））
交付決定変更通知書

年 月 日付け浜松市指令 第 号をもって決定した浜松市防犯灯設置維持管理事業費補助金（防犯灯維持事業（電気料））の交付決定の内容を次のとおり変更します。

記

1 変更の内容

2 変更の理由

年 月 日

（あて先）浜松市長

団体の名称

所在地

代表者役職・氏名

印

浜松市防犯灯設置維持管理事業費補助金（防犯灯維持事業（電気料））
完了報告書

年 月 日付け浜松市指令 第 号に係る浜松市防犯灯設置維持管理
事業費補助金（防犯灯維持事業（電気料））が、次のとおり完了したので、報告します。

記

1 交付確定を受けたい額 円

2 事業の内容・効果等 電気料 円

灯 数 灯

3 完了年月日 年月日

4 収支決算の状況及び補助事業により生ずる収入金

収 入		支 出	
科 目	金 額	科 目	金 額
電気料補助金	円	電 気 料	円
計	円	計	円

補助事業により生ずる収入金（あり・なし）

5 その他

第 号
年 月 日

様

浜松市長

印

浜松市防犯灯設置維持管理事業費補助金 (防犯灯維持事業 (電気料))
交付確定通知書

年 月 日付けで申請のあった浜松市防犯灯設置維持管理事業費補助金
(防犯灯維持事業 (電気料)) 完了報告書を審査した結果、次の金額を浜松市防犯灯設置維持
管理事業費補助金 (防犯灯維持事業 (電気料)) として確定します。

金額		百万			千			円
----	--	----	--	--	---	--	--	---

第 1 2 号様式 (第 1 2 条関係)

年 月 日

(あて先) 浜松市長

団体の名称

所在地

代表者役職・氏名

印

浜松市防犯灯設置維持管理事業費補助金 (防犯灯維持事業 (電気料))

概算払承認申請書

年 月 日付け浜松市指令 第 号により補助金交付の決定を受けた
防犯灯設置維持管理事業費補助金 (防犯灯維持事業 (電気料)) について、概算払をされ
たく申請します。

記

1 概算払を必要とする理由

2 概算払を必要とする金額

3 概算払を必要とする時期

浜松市指令 第 号
年 月 日

様

浜松市長

印

浜松市防犯灯設置維持管理事業費補助金（防犯灯維持事業（電気料））
概算払承認通知書

年 月 日付けで申請のあった浜松市防犯灯設置維持管理事業費補助金（防犯灯維持事業（電気料））の概算払承認申請について審査した結果、下記のとおり補助金の概算払を承認します。

記

1 概算払する金額

2 概算払をする時期

第 1 4 号様式 (第 1 6 条関係)

浜松市指令 第 号
年 月 日

様

浜松市長

印

補助金返還命令書

年 月 日付け 第 号をもって交付額を確定した
浜松市防犯灯設置維持管理事業費補助金について、浜松市補助金交付規則第 18 条
の規定により次のとおり返還を命ずる。

記

1 返還を命ずる額

金額			百万			千			円
----	--	--	----	--	--	---	--	--	---

2 交付金額 金 円

3 交付年月日 年 月 日

4 返還を命ずる理由

5 返還期限 年 月 日